

令和元年 月 日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市子ども・子育て審議会
就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会
部会長 佐藤 貴虎

就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関すること（答申）

市から諮問があった「幼児教育の無償化に係る取組への対応等」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し」の2件について、次のとおり答申します。

- 1 幼児教育の無償化に係る取組への対応等について、以下のとおり実施しようとする市の考え方は妥当である。

なお、幼児教育無償化の実施にあたっては、対象となる施設や事業の範囲が広く、考え方も複雑であるため、混乱を招かないよう、事業者や利用者に対する丁寧で分かりやすい周知の方策について検討されたい。

- (1) 副食材料費の実費徴収を新たに実施することに伴い、国の考え方と同様に「旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」を見直すこと。
- (2) 幼稚園（私学助成）の副食材料費実費徴収にあたり、低所得世帯及び多子世帯の負担軽減を目的として、補足給付事業を実施すること。
- (3) 2号認定子どもの副食材料費の免除対象範囲外世帯について、実費徴収化に伴う負担増に配慮することを目的として、経過措置として市独自に補足給付事業を実施すること。
- (4) 「一時預かり事業（幼稚園型）」、「一時預かり事業（一般型）」、「病児・病後児保育事業」及び「ファミリー・サポート・センター事業」について、国の考え方と同等の無償化を実施すること。
- (5) 「施設等利用給付認定」の保育を必要とする事由について、現行運用している「子どものための教育・保育給付認定」と同様とすること。